

児童虐待のない、子どもや若者が幸せ を実感できるまちに

たにぐち かずや
谷口 和弥

(無党派)



Q 厚生労働省は今年1月30日、全国の児童相談所が令和6年度に児童虐待の相談を受けて対応した件数は22万3,691件と発表。帯広児童相談所が認定した十勝管内の児童虐待の件数は令和5年度で303件である。幕別町の児童虐待件数は何件か。

A 令和6年度、帯広児童相談所が確認した幕別町の相談件数は65件で、前年の103件から38件減少。内訳は養護相談が29件(前年61件、前年比32件減)、そのうち虐待に関するものは13件(前年45件、前年比32件減)であった。

Q 帯広児童相談所の303件中、多い順に実母が137件、実父123件、実父以外の父親が32件と続き、実に父母による虐待が約98%に及ぶと報告されている。子育て中の父母にどのような啓発活動をしているか伺う。

A 児童虐待防止のため、子どもと常に関わる保護者への啓発は重要である。町としては家庭内での虐待を未然に防ぐため、各小中学校を通じて全保護者に児童虐待防止法の改正内容を踏まえた啓発チラシを配布し啓発を図っている。

Q 帯広児童相談所の児童虐待相談の経路別対応件数は303件中、警察等からの通知数が144件(47.5%)と報告されている。警察が関与する以前に、できるだけ早期に発見するための施策を伺う。

A 虐待通告について、町は保育所や学校に対し、積極的な通告を要請している。また、町ホームページや広報紙で、町子ども家庭総合支援拠点、帯広児童相談所、24時間対応のダイヤルなどの窓口を周知し、疑わしい事案は早期発見のため、速やかに連絡するよう呼びかけている。



◀「児童相談所虐待対応ダイヤル"189(いちばやく)"リーフレット」



▲「児童虐待の相談(通告)窓口」について、幕別町HPに掲載しています

道路交通法改正による自転車の安全 利用とマナー向上についての周知は

おかもと まりこ
岡本 眞利子

(政清会)



Q 道路交通法改正により、2024年11月から自転車の交通違反に対する罰則が強化され、2026年4月から青切符制度が導入される。住民への周知や啓発活動の取組状況は。

A 警察庁は自転車の青切符導入に向けた「自転車ルールブック」を公表。反則金を伴う交通取組促進制度への大きな転換となる。町は、ホームページにルールブックを掲載し、制度概要や主なルールを周知。また、老人クラブ連合会を通じた高齢者への啓発や、生活安全推進協議会の会報紙での広報活動も展開し、交通安全意識の向上に努めている。

Q 2021年5月に国のナショナルサイクルルート「トカプチ400」の指定を受け、自転車活用推進計画が策定されているが、自転車通行空間の整備状況と危険箇所の実態把握の状況は。

A 「幕別町自転車活用推進計画」の中で、「トカプチ400」など3つの自転車ルートを整備。これらのルートは車道混在の自転車通行帯であるため、自転車と自動車双方の安全のため、矢羽根型路面表示を整備中で、令和8年度完了予定。ルート選定時は安全性に配慮しており危険箇所はないと認識しているが、今後もパトロールなどを通じて実態把握に努め、安全確保に努める。

Q 自転車保険加入の重要性と自転車運転者のヘルメット着用の実態把握状況、啓発活動の取組は。

A 北海道自転車条例による自転車損害賠償保険等加入の努力義務化、道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化を踏まえ、毎年4月の広報紙では、自転車点検や交通ルールなどを紹介し、ヘルメット着用と保険加入を呼びかけている。また、町内小中学校へのチラシ配布も実施し、周知を図っている。

町内小学校の自転車交通安全教室でのヘルメット着用率は、努力義務化後も30~40%台と十分とは言えない状況にある。学校や教育委員会と連携し、理解促進と着用意識の向上に努める。



▲「自転車の安全・安心な利用」について、幕別町HPに掲載しています